

「法人格のない任意団体」と「一般社団法人」の違い

「法人格のない任意団体」とは、特定の目的のもとに人が集まって活動している団体のことです。たとえば、地域のボランティアグループや趣味のサークルなど、多くの団体がこの形をとっています。設立にあたって特別な手続きや登記はいりませんし、すぐに活動を始める手軽さが魅力です。

一方、「一般社団法人」は、法律に基づいて登記をすることで法人格を得た団体です。こちらも営利を目的としない点では任意団体と似ていますが、法人格があることでできることの幅が大きく広がります。

両者の大きな違いは、この「法人格」の有無です。

「法人格」とは、法律上の人格（法的人格）のことで、権利・義務の主体となることが出来る資格のことをいいます。

「法人格」を得るということは、法律や社会生活のルールを守って活動する組織としての実態があるものとして、社会的に認められた存在となることです。権利行使主体として認められるようになる反面、当然のことながら、ルールをきちんと守ることが要求されます。

「法人格のない任意団体」の場合は、法人格がないため、契約行為や銀行口座の開設（かつては任意団体でも銀行口座を開設できましたが、現在は難しくなっております）といった行為は、代表者などが個人の名義で行う必要があります。万が一トラブルが起きた場合は、代表者が個人として責任を問われるリスクもあります。

それに対して、一般社団法人は、団体そのものが法律上の「人」として認められるため、契約の締結や、資産の所有・管理を法人名義で行うことができます。また、何か問題が起きた場合も、原則として責任を負うのは法人であり、個人の責任は限定的です。ただ、一般社団法人の構成員は「社員」となる以上、法人の意思決定等にも間接的に関与する立場にあることから、自主性を持って法人運営に関与していくことが求められます。

もうひとつの大きな違いは社会的な信用の有無です。

「法人格のない任意団体」の場合、助成金の申請や自治体との協働などにおいて、法人格がないことが不利になることもあります。

一方、「一般社団法人」であれば、登記された法人としての信用があるため、外部との契約や資金調達もしやすくなる傾向があります。

最後に、一般社団法人は一定の「目的」のもとで、志を共にする人達により構成される団体です。

一般社団法人神奈川県剣道連盟の目的は、定款第3条において「この法人は、剣道、居合道、杖道（以下「剣道」という）の奨励と発展を図り、剣道理念を広く普及させ、神奈川県民の生活文化の向上に寄与するとともに会員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。」と規定しております。

この目的を達成するため、そして、組織としての実態をきちんと整えて、社会的にもより信頼される形とすべく、今回の法人化を成し遂げたのであるということを今一度再確認出来れば良いなと考えております。

【まとめ】

項目	任意団体	一般社団法人
法人格	なし	あり
設立手続き	簡単	登記が必要
契約名義	個人	法人名
法的責任	個人に及ぶ	原則法人が負う
信用度	低め	高い
資産管理	曖昧	法人で明確

以 上